

土地建物利用状況変更時の届出のご案内

固定資産税は、毎年1月1日現在を基準として課税されます。

土地や建物の利用状況に変更があった場合は、不動産登記法により法務局での手続きが必要となりますが、変更登記や不動産登記がされていない場合は、必ず市役所へ連絡をお願いします。

【土地の利用状況が変更になったとき】

利用状況を変更した場合は、市役所へ必ず連絡をお願いします。

- (例) 住宅を解体して駐車場などにした
山林を伐採して太陽光発電設備を設置した など

【建物を新築・増築したとき】

家屋調査がお済みでない方は、お早めに下記までご連絡ください。

※居宅・物置・車庫・店舗・作業所等、面積の大小に関わらずすべての建物

【建物を取り壊したとき】

「建物滅失届」を市役所へ提出してください。提出されない場合、翌年度も固定資産税が課税されてしまうことがあります。また、登記されている場合は、法務局で滅失の手続きをしてください。

【未登記建物の所有者に変更があったとき】

相続、売買などにより未登記建物の所有者を変更した場合は、「家屋課税台帳の変更申告書」を市役所へ提出してください。なお、相続や売買に係る変更については相続関係が分かる書類の写し、売買契約書の写し等を添付してください。

- 提出期限 令和4年12月28日(水)
- 提出先 税務徴収課または各支所
- その他 提出書類は窓口へ備え付けてあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

問 本庁 税務徴収課資産税G ☎52-1111 内線235

物品調達等に係る入札参加資格申請のお知らせ(追加受付)

【物品調達等(追加受付)】

○対象

- ・物品購入・・・1件あたり80万円以上
- ・物品賃貸借・・・1件あたり40万円以上
- ・製造請負(印刷を含む)・・・1件あたり130万円以上
- ・役務の提供等・・・1件あたり50万円以上

○申請方法

常陸大宮市総務部財政課において、入札参加資格申請受付を行いますので、常陸大宮市競争入札参加資格受付システムによる電子申請等により申請してください。

○受付期間

令和4年11月15日(火)～令和4年11月30日(水)

○有効期間

令和5年4月1日(土)～令和6年3月31日(日)

※詳細については、市ホームページもしくは財政課までお問い合わせください。

※市内業者に限り、受付期間に限らず随時受付を行っております。

問 本庁 財政課契約・管財G ☎52-1111 内線374